

○ 寒冷地手当支給規則の一部を改正する省令案 新旧対照条文

改正案		現行	
別表（第一条関係）			
(略)	(略)	(略)	(略)
所在地	官署	所在地	官署
岩手県 宮古市宮町一の三 の二九 宮古市宮町一の三 の二九 宮古市緑ヶ丘五の 二九 宮古市太田一の七 の一 宮古市佐原三の二 の一 の四 釜石市小佐野町三 の八の二四	盛岡地方検察庁宮古支 部 宮古区検察庁 宮古労働基準監督署 宮古社会保険事務所 東北地方整備局三陸国 道事務所宮古維持出張 所 釜石税務署	岩手県 宮古市宮町一の三 の二九 宮古市宮町一の三 の二九 宮古市緑ヶ丘五の 二九 宮古市太田一の七 の一 宮古市佐原三の二 の一 の四 釜石市大只越町一 の九の四 釜石市小佐野町三 の八の二四	盛岡地方検察庁宮古支 部 宮古区検察庁 宮古労働基準監督署 宮古社会保険事務所 東北地方整備局三陸国 道事務所宮古維持出張 所 釜石区検察庁 釜石税務署